

傍聴に係る注意事項について

- 1 傍聴者は、傍聴席以外に立ち入らないでください。
- 2 傍聴者は、傍聴を終え退場しようとするときは傍聴券を返還してください。
- 3 傍聴席には、凶器その他危険なもの、張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類及び笛、ラッパ、太鼓その他楽器その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持ち込まないでください。
- 4 傍聴者は、傍聴席では次の事項を遵守してください。
 - (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
 - (2) 談論し、放歌し、高笑いしその他騒ぎたてないでください。
 - (3) はち巻、腕章、たすきの類をする等示威的行為をしないでください。
 - (4) コートの類の着用は御遠慮ください。ただし、病気その他の理由により会議の長の許可を受けたときは着用できます。
 - (5) 飲食又は喫煙はしないでください。ただし、会議の長の許可を受けたときは、飲食できます。
 - (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為はしないでください。
 - (7) 携帯電話は、電源を切り、又はマナーモードとし、通話をしないでください。
 - (8) 写真及び映像の撮影、録音並びにこれに類する行為をしないでください。ただし、会議の長の許可を受けたときは可能です。
- 5 傍聴者は、係員の指示に従ってください。
- 6 会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為があった場合、退席していただくことがあります。